

福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、県内中小企業が生産性向上につながる設備や治具の導入を行うに当たって要する経費に対し、予算の範囲内において福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、県内中小企業の競争力を向上させ、もって地域産業の基盤強化を図ることを目的とし、その交付については、「福岡県補助金等交付規則」（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象)

第2条 この補助金の交付対象者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する組合のうち、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 日本標準産業分類のA農業・林業、B漁業、S公務に該当しないこと
- (2) 福岡県内に本社又は主たる事業所を有すること
- (3) 業務プロセスの効率化及び省力化に対する高い意欲を有すること
- (4) 福岡県中小企業生産性向上支援センターの生産性アドバイザーの支援を受けていること。

2 この補助金の交付対象は、本県内に中小企業者が有する工場又は事業所に導入する機械、装置又は治具、器具、工具（以下「交付対象物」という。）で、福岡県中小企業生産性向上支援センターの生産性アドバイザーが作成した生産性向上支援計画の中に位置づけられたものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、補助金の交付対象としないものとする。

- (1) 補助事業と同一内容の事業について、他の公的機関から過去に補助金の交付を受けている又は将来補助金の交付を受けることが確定しているとき
- (2) 他の事業者の委託を受けて行う交付対象物の改良、製作又は投資

4 交付対象者は以下に該当しないものとする。

- (1) 暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団員が事業主又は役員であるもの
- (3) 暴力団と密接な関係を有するもの

(補助対象期間)

第3条 補助対象期間は、交付決定の日から、交付決定に係る県の会計年度の3月10日までとする。

(補助率及び補助限度額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、補助限度額は、補助区分ごとに別表1に掲げるとおりとする。

(補助対象経費)

第5条 この補助金の対象となる経費は、別表2に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 本補助金の交付を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、知事が別に定める期限までに、「福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金交付申請書」（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者調書（様式第1号の2）
- (2) 役員名簿（様式第1号の3）
- (3) 事業計画書（様式第1号の4）
- (4) 補助対象経費収支予算書（様式第1号の5）
- (5) 誓約書（様式第1号の6）
- (6) 同意書（様式第1号の7）

2 交付申請者は、補助金の交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付の決定）

第7条 知事は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、県が設置する審査委員会においてその内容及び額について審査し、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、「福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金交付決定通知書」（様式第2号）により交付申請者に通知する。

2 知事は、前項の場合において必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき、条件を付して補助金等の交付の決定をすることができる。

（交付申請の取り下げ）

第8条 交付申請者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、申請を取り下げようとするときは、交付決定の日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（変更、中止又は廃止）

第9条 交付の決定を受け補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる場合には、速やかに「福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金に係る補助事業の変更（中止・廃止）承認申請書」（様式第3号）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

(1) 補助事業の内容又は経費を著しく変更しようとするとき。

ただし、次の場合を除く。

イ 補助事業に要する経費が20パーセント以内の減額となる内容の変更を行う場合。

ロ 補助事業の目的及び遂行に影響を及ぼさない範囲で、交付対象の規格、仕様の変更、その他補助事業の軽微な内容の変更を行う場合。

(2) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ条件を付し、又はこれを変更することができる。

3 知事は、第1項の承認を行った場合は、「福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金に

係る補助事業の変更（中止・廃止）承認通知書」（様式第4号）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して14日以内又は交付決定に係る県の会計年度の3月10日のいずれか早い期日までに、「福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金に係る補助事業実績報告書」（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- （1）事業報告書（様式第5号の2）
- （2）補助対象経費収支決算書（様式第5号の3）
- （3）その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、前条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日までに、「福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金に係る補助事業実績報告書」（様式第5号）を知事に提出し、知事の指示を受けなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 知事は、補助事業者から実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、「福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金に係る額の確定通知書」（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の支払い）

第12条 知事は、前条の規定に基づき交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者に対して精算払いを行うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、「福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金精算払（概算払）請求書」（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消）

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）法令又は本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反したとき。
- （2）知事が提出を求める書類等を期限内に提出しないなど、補助事業に関して、怠慢と認められる行為を行ったとき。
- （3）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき、又は交付決定の内容やこれに付された条件に違反したとき。
- （4）補助事業や提出書類等に虚偽その他不正の行為があったとき。
- （5）交付決定後生じた事情の変更等で、補助事業の全部又は一部を継続することができないと判断したとき。
- （6）第2条第4項に規定するものに該当することが明らかになったとき。

2 前項の規定は、第11条の規定に基づく額の確定があった後においても適用する。

- 3 知事は、第1項に基づく交付決定の取り消しを行ったときは、「福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金交付決定取消通知書」(様式第8号)により補助事業者に速やかに通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第14条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金の交付を行っているときは、補助金を返還させることができる。
- 2 知事は前項に基づき補助金を返還させるときは、次に掲げる事項を補助事業者へ通知する。
 - (1) 返還すべき補助金の額
 - (2) 加算金及び延滞金に関する事項
 - (3) 返還期限

(実績報告後の消費税等の取扱い)

- 第15条 補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときには、「福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金に関する消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確定に伴う報告書」(様式第9号)により、速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を福岡県の返還を命ずる。

(補助金の経理)

- 第16条 補助事業者は、本補助事業に係る経理の収支を明らかにするために、これに関する帳簿及び証拠書類その他補助事業の実施に関する必要な書類を整備し、補助期間が終了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(帳簿書類の検査等)

- 第17条 知事は、本事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて補助事業者へ報告を求め、本補助事業に係る帳簿及び証拠書類、その他補助事業の実施に関する必要な書類や物件を検査できるものとする。

(補助事業の成果報告)

- 第18条 補助事業者は、補助事業実施年度の翌年度から5年間、「福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金に係る補助事業成果報告書」(様式第10号)を毎会計年度終了後6月30日までに知事に提出しなければならない。

(財産の管理及び処分)

- 第19条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、当該事業により取得し、又は効用が増加した交付対象物を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に沿って、その効果的な運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加したと知事が認める交付対象物を、ほかの用途に使用、譲渡、交換、貸付、又は担保の用に供しようとするときは、あらかじめ「福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金に係る取得財産処分承認申請書」(様式第11号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 知事は、前項の承認を行った場合は、「福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金に係る取得財産処分承認通知書」(様式第12号)により補助事業者へ通知するものとする。

- 4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分したことにより、収入がある又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。
- 5 第2項の承認が必要な財産は、当該財産の取得価格又は増加価格が50万円以上の財産であって、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過していないものとする。

(成果の発表)

第20条 知事は、補助事業が完了したときは、補助事業者と協議の上、その成果を発表させることができるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第21条 補助事業者は、第7条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行し、令和元年度から令和3年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和元年9月17日から施行し、令和元年度から令和3年度までの補助金に適用する。

別表1 補助限度額

補助区分	事業内容	補助限度額
自動化・I o T装置	生産性を向上させるための自動化装置、I o T装置等の購入	1,000万円
治具等	生産性を向上させるための治具・器具等の購入	150万円

別表2 補助対象経費

補助区分	補助対象経費
自動化・I o T装置	機械装置、工具・器具及び関連ソフトウェア等の購入に要する経費
治具等	治具・器具等の購入に要する経費

※ソフトウェアは、補助対象となる機械装置に専用かつ必要不可欠にして、一体運用がなされるものに限り、対象とする。

なお、以下の経費は、補助対象としない。

- (1) 補助金交付決定日よりも前に発注、購入、契約、または事業期間終了後に納品、検収等を実施したものに係る経費
- (2) 交付対象物の設置・保管場所の家賃、使用料、保管料、地租
- (3) 交付対象物を設置、製作、作動させるための社員の人件費、光熱水費、通信費
- (4) 消費税、収入印紙代、銀行振込手数料、代金引換手数料
- (5) 交付対象物の保守管理費、各種保険料、技術指導料
- (6) 汎用性があり、目的外使用になり得る備品、設備（事務用のパソコン、プリンタ、タブレット、デジタル複合機等）の購入費。ただし、それが生産性を向上させるシステムの一部を構成する場合は、対象とする。
- (7) 中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入に係る経費
- (8) 上記のほか、福岡県知事が公的資金の用途として不適切と認める経費

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所
商号又は名称
代表者役職・氏名 印

年度 福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金交付申請書

このことについて、別紙事業計画書のとおり事業を実施したいので、福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- | | | |
|---|-------------|--------------|
| 1 | 交付申請額 | 円 |
| 2 | 申請者調書 | (様式第 1 号の 2) |
| 3 | 役員名簿 | (様式第 1 号の 3) |
| 4 | 事業計画書 | (様式第 1 号の 4) |
| 5 | 補助対象経費収支予算書 | (様式第 1 号の 5) |
| 6 | 誓約書 | (様式第 1 号の 6) |
| 7 | 同意書 | (様式第 1 号の 7) |
| 8 | その他添付書類 | |

申請者調書

企業名					
業種					
代表者役職		代表者氏名			
本社住所					
事業実施場所住所	〒				
事務担当者 連絡先	役職・氏名				
	電話番号		FAX番号		
	メールアドレス				
設立年月日	年	月	日	資本金	円
従業員数	名（パート・アルバイト 名）				
HP	URL:				
事業内容					
決算状況	⑤=②+③+④、⑦=⑤÷⑥、単位：①～⑤千円、⑥人				
	5期前 (年月期)	4期前 (年月期)	3期前 (年月期)	2期前 (年月期)	直近期末 (年月期)
①売上高					
②営業利益					
③人件費 ^{※5}					
④減価償却費 ^{※6}					
⑤付加価値額 ^{※7}					
⑥従業員数 ^{※8}					
⑦労働生産性 ^{※9}					
加 点 項 目 ※10	先端設備等導入支援計画の認定取得	有・無		取得日	
	経営革新計画の承認取得	有・無		取得日	
	経営力向上計画の認定取得	有・無		取得日	
	地域経済牽引事業計画の承認取得	有・無		取得日	
支援担当アドバイザー名					

- ※1 補助金交付申請者の概要をご記入ください。
- ※2 事業内容がわかるパンフレット・チラシ等、直近の決算資料（損益計算書及び貸借対照表等）を添付してください。
- ※3 数値は千円未満を四捨五入して千円単位で記載し、表上の計算を一致させてください。
- ※4 創業間もなく直近期末欄が記入できない場合は、1年後以降の見通しを記入してください。
- ※5 人件費については、下記を含んだ総額としてください。
 - ・売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含むもの）
 - ・一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入、福利厚生費、法定福利費、退職金及び退職給与引当金繰入
 - ・派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合のその費用
 - *利益処分の結果の役員賞与、役員退職積立金は含めない
- ※6 減価償却費については、下記を含んだ総額としてください。
 - ・製造原価、売上原価、一般管理費に含まれる減価償却費、リース・レンタル料、繰延資産償却
- ※7 ⑤付加価値額＝②営業利益＋③人件費＋④減価償却費
- ※8 従業員数については、下記のとおりとしてください。
 - ・会社役員も従業員数に加えること
 - ・派遣労働者や短時間労働者に係る経費を人件費に算入した場合、従業員に加えること
 - ・従業員にパートなどの短時間勤務者がいる場合、フルタイムに換算して従業員数に加算すること（例：4時間勤務のパートが2名いる場合、従業員数を1名加算）
 - ・フルタイム換算の結果、小数点以下の端数が生じた場合、四捨五入して整数とすること
- ※9 ⑦労働生産性＝⑤付加価値額÷⑥従業員数
- ※10 加点項目がある場合は、承認・認定が確認できる書類（申請中のものは申請書の写し）を添付してください。

役員名簿

(企業名)

役職名	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日

- (注) 1 役員全員を記載してください。
 2 必要に応じて適宜、行を追加してください。

事業計画書

<p>法人名</p>	
<p>補助区分 (該当する方を ○で囲むこと)</p>	<p>自動化・IoT装置 ・ 治具等</p>
<p>事業実施の 背景・必要性 (自社を取り巻く業況や新 たな取り組みの必要性を具 体的に記入すること)</p>	
<p>事業の具体的な 内容 (生産性を向上するため に取り組む改善内容や導 入する機械装置・治具の 詳細等を記載すること)</p>	
<p>事業実施により 期待される効果 (機械装置、治具等を導 入した結果、どのように 生産性向上が図られるの か(定性的、定量的)を 具体的に記入すること)</p>	
<p>事業スケジュール (機械装置、治具等の導 入に係る日数の見込みも 記載すること)</p>	

※本事業により導入する機械装置・治具等の見積書及び規格が分かるカタログ等を添付してください。

※用紙が足りない場合は適宜追加してください。

※参考となる資料がある場合は添付してください。

(様式第1号の4別添)

生産性向上計画書

(単位 千円)

	直近期末(a) (年 月期)	補助事業 年度 (年 月期)	1年後(b ¹) (年 月期)	2年後(b ²) (年 月期)	3年後(b ³) (年 月期)	4年後(b ⁴) (年 月期)	5年後(b ⁵) (年 月期)	5年後/ 直近期末 (b ⁵ /a)×100	備考
①売上高								%	
②営業利益								%	
③人件費 ^{※3}								%	
④減価償却費 ^{※5}								%	
⑤付加価値額								%	②+③+④
⑥従業員数 ^{※6}								%	単位：人
⑦労働生産性 ^{※7}								% (c)	⑤÷⑥

<留意事項>

- ※1 数値は千円未満を四捨五入して千円単位で記載し、表上の計算を一致させてください。
- ※2 創業間もなく直近期末欄が記入できない場合は、1年後以降の見通しを記入してください。
- ※3 人件費については、下記を含んだ総額としてください。
 - ・売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含むもの）
 - ・一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入、福利厚生費、法定福利費、退職金及び退職給与引当金繰入
 - ・派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合のその費用
- *利益処分の結果の役員賞与、役員退職積立金は含めない
- ※5 減価償却費については、下記を含んだ総額としてください。
 - ・製造原価、売上原価、一般管理費に含まれる減価償却費、リース・レンタル料、繰延資産償却
- ※6 従業員数については、下記のとおりとしてください。
 - ・会社役員も従業員に加えること
 - ・派遣労働者や短時間労働者に係る経費を人件費に算入した場合、従業員に加えること
 - ・従業員にパートなどの短時間勤務者がいる場合、フルタイムに換算して従業員数に加算すること（例：4時間勤務のパートが2名いる場合、従業員数を1名加算）
 - ・フルタイム換算の結果、小数点以下の端数が生じた場合、四捨五入して整数とすること
- ※7 「5年後/直近期末 $(b^5/a) \times 100$ 」の数値は、少数点以下第2位を四捨五入してください。

補助対象経費収支予算書

○支出の部

単位：円

機械・装置・治具・工具等の名称	単価 a	数量 b	補助事業に 要する経費 (税込) $c=a \times b$	補助対象経費 (税抜) d	見積徴取先	見 積 年月日	見 積 取得数
合 計				e			

※金額の根拠がわかる見積書、カタログ等の写しを添付すること。

※可能な限り2社以上から見積書を徴収し、最も安価な金額を記載すること。

※ e (d の合計) $\times 1/2$ (千円未満端数切捨て) を補助金交付申請額とすること。

○収入の部

単位：円

区 分	収入予定額
県 補 助 金	
自 己 資 金	
借 入 金	
そ の 他	
合 計 f	

※ e と f の金額が一致すること。

誓 約 書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所
商号又は名称
代表者役職・氏名 印

福岡県生産性向上設備導入支援補助金の交付申請に当たり、申請者及び申請者の全役員は下記のことを誓約します。

この誓約の内容と事実が反することが判明した場合は、当該事実に関して福岡県が行う一切の措置に対して異議の申立てを行いません。

また、福岡県生産性向上設備導入支援補助金の交付決定後にこの誓約の内容と事実が反することが判明し、交付決定の全部又は一部が取り消された場合には、福岡県に対し、当該補助金の全部又は一部を返還します。

なお、この誓約書の内容について、福岡県が福岡県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 申請者は、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団ではありません。”
- 2 申請者は、法第2条第6号に規定する暴力団員が役員等になっている団体ではありません。
- 3 申請者は、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等になっている団体ではありません。
- 4 申請者及び申請者の役員等は、次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体ではありません。
 - (1) 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体
 - (2) 暴力団員が実質的に運営している団体
 - (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体
 - (4) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体
- 5 申請者が実施する事業(事業の準備を含む。)により暴力団を利することとならないようにするとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力します。
- 6 上記のほか、関係法令を遵守するとともに、暴力団の排除を推進し、県民の安全で平穏な生活の確保及び福岡県における社会経済活動の健全な発展に寄与します。

同 意 書

本事業による成果を他の県内中小企業と共有し、普及させるため、下記事項について同意します。

- 1 生産性向上に向けた機械装置や治具等の導入の効果について、補助事業実施年度の翌年度から5年間、県に報告すること。
- 2 本事業による生産性向上の成果について、事例集への掲載や講演会、シンポジウム等での事例発表を県から依頼されたときは、できる限り協力するとともに、自らも積極的に公表すること。また、他の県内中小企業からの問い合わせ等にも真摯に対応すること。

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所
商号又は名称
代表者役職・氏名

印

第 号
年 月 日

(法人名)

(代表者役職・氏名) 殿

福岡県知事

印

年度 福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のあった福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金については、福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助金の交付決定額は、次のとおりとする。
補助金の交付決定額 円
- 3 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的及び遂行に影響を及ぼさない範囲で、交付対象の規格、仕様の変更、その他補助事業の軽微な内容の変更を行う場合を除く。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、ほかの用途に使用、譲渡、交換、貸付、又は担保の用に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 補助金の交付の条件等に反した場合の措置
 - (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反したとき。
 - イ 知事が提出を求める書類等を期限内に提出しないなど、補助事業に関して、怠慢と

認められる行為を行ったとき。

- ウ 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき、又は交付決定の内容やこれに付された条件に違反したとき。
- エ 補助事業や提出書類等に虚偽その他不正の行為があったとき。
- オ 交付決定後生じた事情の変更等で、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- カ 福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金交付要綱第2条第4項に規定するものに該当することが明らかになったとき。

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
 - (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
 - (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 5 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。
 - 6 補助事業が完了した日から起算して14日以内又は交付決定に係る県の会計年度の3月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。
 - 7 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所
商号又は名称
代表者役職・氏名 印

年度 福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金に係る
補助事業の変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった補助事業について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更の内容（※中止・廃止の場合は不要）
- 3 中止・廃止年月日（※変更の場合は不要）

※交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更後の内容が分かる書類を添付すること。
（中止・廃止の場合は不要）

様式第 4 号

第 号
年 月 日

(法人名)
(代表者役職・氏名) 殿

福岡県知事 印

年度 福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金に係る
補助事業の変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで変更（中止・廃止）承認申請のあった補助事業については、
福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定に基づき承認
したので通知します。

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所
商号又は名称
代表者役職・氏名 印

年度 福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金に係る
補助事業実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった補助事業について、福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業報告書 (様式第5号の2)
- 2 補助対象経費収支決算書 (様式第5号の3)
- 3 その他添付書類

事業報告書

<p>法人名</p>	
<p>補助区分 (該当する方を ○で囲むこと)</p>	<p>自動化・IoT装置 ・ 治具等</p>
<p>事業の実施状況 (生産性向上を図るために 、どのような機械装置・治 具等を導入したのか具体的 に記入すること)</p>	
<p>事業の成果 (機械装置、治具等を導 入した結果、どのように 生産性向上が図られたの か(定性的、定量的)を 具体的(5W1H)に記入す ること)</p>	
<p>今後の課題と 取組み予定 (今後の経営課題解決に 向けた取組み予定を具体 的(5W1H)に記入す ること)</p>	

※本事業により導入した機械装置・治具等の写真等(装置・器具の全体像が分かるもの)を添付してください。

※用紙が足りない場合は適宜追加してください。

補助対象経費収支決算書

○支出の部

単位：円

機械・装置・治具・工具等の名称	単価 a	数量 b	補助事業に 要する経費 (税込) $c=a \times b$	補助対象経費 (税抜) d	購入元	購入/取得 年月日	支 払 年月日
合 計							
				e			

※領収書等の支出を証明する資料を必ず添付すること。

※補助対象経費は、消費税額及び地方消費税額を控除した金額を記入すること。

※e (dの合計) $\times 1/2$ (千円未満端数切捨て) が補助金の交付額となる。

○収入の部

単位：円

区 分	収入額
県 補 助 金	
自 己 資 金	
借入金 (融資制度名 :)	
そ の 他	
合 計 f	

※e と f の金額が一致すること。

様式第 6 号

第 号
年 月 日

(法人名)
(代表者役職・氏名) 殿

殿

福岡県知事 印

年度 福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金に係る額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあったこのことについては、福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金交付要綱第 11 条の規定により、次のとおり交付すべき補助金の額を確定します。

確 定 額 円

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所
商号又は名称
代表者役職・氏名 印

年度 福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金
精算払（概算払）請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業について、
次のとおり請求します。

- 1 交付決定額 円
- 2 既受領額 円
- 3 額の確定額 円
- 4 今回請求額 円
- 5 支払先

口座振替	振込先金融機関名	銀行（金庫）	支店
	口座の種別・番号	当座 ・ 普通 No.	
	(フリガナ)		
	口座名義		

- 6 補助対象経費支出計画書（概算払い請求の場合のみ）
別紙のとおり

補助対象経費収支計画書

○支出の部

単位：円

機械・装置・治具・工具等の名称	単価 a	数量 b	補助事業に 要する経費 (税込) $c=a \times b$	補助対象経費 (税抜) d	見 積 年月日	購入/取得 (予定) 年月日	支払(予定) 年月日
合 計				e			

※支払未済のものは金額の根拠がわかる見積書、請求書等の写し、支払済のものは領収書等の支出を証明する資料を必ず添付すること。

※補助対象経費は、消費税額及び地方消費税額を控除した金額を記入すること。

※e (dの合計) × 1/2 (千円未満端数切捨て) が概算払請求額となる。

○収入の部

単位：円

区 分	収入額
県 補 助 金	
自 己 資 金	
借入金 (融資制度名 :)	
そ の 他	
合 計 f	

※e と f の金額が一致すること。

様式第 8 号

第 号
年 月 日

(法人名)
(代表者役職・氏名) 殿

福岡県知事

印

年度 福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定を通知した補助事業について、福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

- 1 交付決定を取り消した理由
- 2 返還が生じる補助金の既支払額

福岡県知事 殿

申請者の住所
商号又は名称
代表者役職・氏名 印

年度 福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金に関する
消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確定に伴う報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記補助金に関して、
下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（知事が通知した額の確定額）
円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額
円（A）
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び
地方消費税に係る仕入れ控除税額
円（B）
- 4 補助金返還相当額（B - A）
円

※積算の内訳を別紙として添付すること。

<留意事項>

- ※1 数値は千円未満を四捨五入して千円単位で記載し、表上の計算を一致させてください。
- ※2 人件費については、下記を含んだ総額としてください。
 - ・売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含むもの）
 - ・一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入、福利厚生費、法定福利費、退職金及び退職給与引当金繰入
 - ・派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合のその費用
 - *利益処分の結果の役員賞与、役員退職積立金は含めない
- ※3 減価償却費については、下記を含んだ総額としてください。
 - ・製造原価、売上原価、一般管理費に含まれる減価償却費、リース・レンタル料、繰延資産償却
- ※4 従業員数については、下記のとおりとしてください。
 - ・小数点以下を四捨五入して整数で記載すること
 - ・会社役員も従業員に加えること
 - ・派遣労働者や短時間労働者に係る経費を人件費に算入した場合、従業員に加えること
 - ・従業員にパートなどの短時間勤務者がいる場合、フルタイムに換算して従業員数に加算すること（例：4時間勤務のパートが2名いる場合、従業員数を1名加算）
 - ・フルタイム換算の結果、小数点以下の端数が生じた場合、四捨五入して整数とすること
- ※5 「5年後/直近期末(b/a)×100」の数値は、少数点以下第2位四捨五入してください。

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所
商号又は名称
代表者役職・氏名 印

年度 福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金に係る
取得財産処分承認申請書

年度福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金により取得した財産を処分したので、福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金交付要綱第 1 9 条第 2 項の規定に基づき申請します。

1 処分しようとする品目

品目名	数 量	取得年月日	取得価格	処分価格

2 処分の方法

3 処分の理由

※年度は、補助事業を実施した年度を記入すること。

※「処分しようとする品目」の「数量」及び「取得価格」は、様式第 5 号の 3 「補助対象経費収支決算書」に記載の当該品目に係る数量及び価格と一致すること。

※「処分価格」は、当該品目の一般的な評価方法により算出すること。

※「処分の方法及び理由」は、具体的に記入すること。

(法人名)
(代表者役職・氏名) 殿

福岡県知事

印

年度 福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金に係る
取得財産処分承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった取得財産等の処分については、福岡県中小企業生産性向上設備導入支援補助金交付要綱第19条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認したので通知します。

なお、取得財産等の処分に伴い、収入に相当する額の全部又は一部について県に納付が生じる場合は、別途通知する内容に従ってください。

記

1 承認する処分の内容

2 納付額 円